

第十八部

(六一七)

第一回 參議院決算委員會會議錄第十二号

付託事件

建設省の設置に関する陳情(第三十号)

鑄物行政一元化のため鑄物課を新設することに関する請願(第四百十号)

建設省設置に関する陳情(第二百三十四号)

金沢市に地方商工局並びに北陸財務局を設置することに関する陳情(第二百三十七号)

中央出先機関廃止に関する陳情(第二百二十九号)

中央出先機関廃止に関する陳情(第二百七十三号)

國家公務員法案(内閣提出、衆議院送付)

國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

中央出先機関廃止に関する陳情(第三百五十六号)

建設省の設置に関する陳情(第三百六十七号)

中央出先機関廃止に関する陳情(第三百八十五号)

林野行政と砂防行政の一元化に関する請願(第三百二十九号)

林野行政と砂防行政の一元化に関する請願(第四百二十二号)

建設省の設置に関する陳情(第五百号)

中央出先機関廃止に関する陳情(第五百四十五号)

中央出先機関廃止に関する陳情(第五百五十七号)

建設省設置に関する請願(第五百二十四号)

内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

最高法務廳設置法案(内閣提出、衆議院送付)

内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

國の利害に係る訴訟について最高法務總裁の権限等に関する法律案(内閣送付)

中央出先機関の廃止に関する請願(第五百五十七号)

最高法務廳設置に伴う法令の整理に関する法律案(内閣送付)

林野行政と砂防行政の一元化に関する請願(第六百六号)

林野行政と砂防行政の一元化に関する請願(第六百二十号)

林野行政と砂防行政の一元化に関する請願(第六百二十八号)

建設院設置法案(内閣送付)

昭和二十二年十二月四日(木曜日)午後一時五十分開会

本日(の)會議に付した事件

内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案

内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律案

委員長(下條康壽) 只今より委員會を開会いたします。

先ず最初に内務省及び内務省の機構

に関する勅令等を廃止する法律案及び内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律案に関する政府の提案理由の説明をお願いします。

政府委員(長野長實) 只今議題となつております内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案、内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律案について、その提案理由並に内務省解体に係る諸法案について申述べます。

政府は、新憲法並に新地方自治法の精神に則り、内務省を解体することを適当と認め、先般本國会对し地方自治委員会、公安廳及び建設院設置法案外二件を提案いたしました。その後、新なる諸般の情勢に鑑み、更にこれら諸法案に検討を加へる必要を認めましたので、右三案を撤回しましたことは御承知のことと存じます。これに代りまして、内務省解体に関する法律案で既に國會に提出し、御審議を願つておりますものは、本日提案になつております。二法案の外、警察の基本組織及びその運営に関する警察法案、消防の組織に関する消防組織法案、政府における法務係属のための最高法務廳設置法案及び國土建設に関する建設院設置法案であります。又この外に地方財政の計画立案機關に関する地方財政委員會法は既に國會において可決せられ、上奏公布の準備をいたしております。更に國會において選挙の事務に關しましては、全國選挙管理委員會法案が立案せられては、御存知のこと

と存じます。以上の諸法律案により内務省は本年限りで以て廃止する筈であります。かくて現在の内務省の所管事務のうち

一、警察及び消防に関する事項は、警察法案及び消防組織法案に示されております通り、國家公安委員會その他に移管いたします。

二、地方財政に関する事務につきましては、國家公益と地方公共團體の自主性を調和せしめ、地方財政の自主化を図るべく、内閣総理大臣の管理の下に、臨時に地方財政委員會を置き、地方財政に関する主要な問題につき計画を立案せしめることになつております。

三、又現在地方局において所轄いたしております選挙に関する事務は國會において立案中であり、全國選挙管理委員會の所管に属する筈であります。

四、現在の國土局の所管事項は、戦災復興院の事務と合して、内閣総理大臣の下に建設院を設けて処理することになります。尙現在調査局で所管していただきます。いわゆる特殊物件に関する事務も当分の間建設院で所掌することになります。

五、更に現在調査局において所管しております事務中、外國人登録、政党協会その他團體の結成の禁止に関する事項及び連合國最高司令官の要求に基づく調査等に関する事務は、現在内務大臣官房において所掌しております。國籍に関する事務と共に、最高法務廳設

第十八部 決算委員會會議錄第十二号

昭和三十二年十二月四日 參議院

置法案によりそれら(最高法務廳の各
部局において所管せられる管でありま
す。尙この外同じく調査局の所管事務
であります。いわゆる掠奪品に關す
る事務は、当分の間外務大臣の管理の
下に終戦連絡事務局において所管せら
るべく、内務省官制等廢止に伴う法令
の整理に關する法律案に規定いたして
おります。

六、更に従来の内務省所管の事務の
中、右以外の事務で必要なものは、そ
れぞれ他の機關に移管することになつ
ておりますが、まだその措置が確定せ
ぬか或は、以上申し上げたものの中
も明年一月一日より實現できぬもの
があり、又警察法の全面的施行が一月
一日に間に合はぬことも考え、内閣総
理大臣の管理の下に内務局を明年一月
日より設置し、従前内務省において所
管した事務で、その廢止の日はまだ他
の官廳に移管されず残存するものを所
掌することにいたしてあります。

以上が只今議題となつております
二法律案及び内務省解体に關し國会の
提案いたしております關係諸法律案の
概要であります。何卒御審議の上御可
決あらんことを希望いたします。

○委員長(下藤廣實君) これより同案
に對する質疑に入ります。速記を止め
て……。

午後二時六分速記中止

午後三時四十九分速記開始

○委員長(下藤廣實君) 速記を始め
て……、これにて本日の決算委員会は
散會いたします。

午後三時五十分散會

委員長 下條 康麿君

理事

西山 龜七君
山下 義信君

委員

北村 一男君
兼岩 傳一君
吉川末次郎君
中川 幸平君
駒井 藤平君
鈴木 憲一君
西田 天香君
山崎 恒君
平野善治郎君
竹中 七郎君
谷口彌三郎君

政府委員

法制局長 井手 成三君
内務政務次官 長野 長廣君
内務事務官 荻田 保君
内務大臣官房會計課長 岡咲 恕一君
司法事務官
官房臨時企画部長

十一月二十九日予備審査のため、本委
員会に左の事件を付託された。

一、最高法務廳設置に伴う法令の整
理に關する法律案(予第百十二号)

最高法務廳設置に伴う法令の整理
に關する法律案
第一條 司法省は、これを廢止する。
この目的のために司法省官制は、
これを廢止する。

第二條 法制局は、これを廢止す
る。この目的のために内閣法の一
部を次のように改正する。

第十二條中「及び法制局」及び第
三項を削り、同條第四項中「前二
項」を「前項」に改める。

第三條 行政官廳法の一部を次のよ
うに改正する。

第九條中「及び法制局」を削る。
第十條中「及び法制局」「夫と」
「及び法制局長官」各「及び」又は
法制局」を削る。
第十一條中「及び法制局」を削
る。

第十二條中「内閣官房及び法
制局」を「及び内閣官房」に改める。
第四條 衆議院議員選舉法の一部を
次のように改正する。
第十條第三号を次のように改め
る。

三 削除
第五條 國家公務員法の一部を次の
ように改正する。
第二條中「五 法制局長官」を
「五 最高法務廳の各長官」に改め
る。

第六條 裁判所法の一部を次のよう
に改正する。
第四十一條第二項中「司法次官」
を「最高法務廳の各長官、最高法
務廳次官、最高法務廳事務官、
司法次官」を「最高法務廳事務官、
最高法務廳次官」に改める。
第四十二條第二項及び第四十四
條第一項第四号中「司法事務官」を
「最高法務廳事務官」に、「司法教
官」を「最高法務廳教官」に改め
る。

第七條 檢察廳法の一部を次のよう
に改正する。
「司法大臣」を「最高法務廳長」に
改める。
第十九條第一項第三号中「司法
次官」を「最高法務廳の各長官、最
高法務廳次官、司法事務官」に改
める。

第八條 警察法の一部を次のように
改正する。
第四條第二項第七号中「總理廳」
を「總理廳及び最高法務廳」に改め
る。

第九條 官吏任用級令の一部を次
のように改正する。
第六條第一項中「法制局長官」
を削る。
第十條 官吏分限令の一部を次のよ
うに改正する。
第一條中「法制局長官」を削
る。

第十一條 官吏懲戒令の一部を次の
ように改正する。
第二十二條第一項中「法制局」を
「最高法務廳」に改める。
第二十三條第一項中、「法制局」
を削り、「法制局長官」を「内閣官
房長官、最高法務廳長官」に改め、最
高法務廳次官房長官」に改める。
第十二條 大正十二年勅令第五百二
十八号(司法警察官更及び司法警
察官吏の職務を行ふべき者の指定
等に關する件)の一部を次のよう
に改正する。
「司法大臣」を「最高法務廳長」
に、「司法事務官」を「最高法務廳
事務官」に改める。
第十三條 左に掲げる法令中「司法
大臣」を「最高法務廳長」に、「司
法省」を「最高法務廳」に改める。
恩赦法
矯正院法
供託法
刑事訴訟法

公証人法
小切手法
司法書士法
少年法
手形法
逃亡犯罪人引渡條例
非訟事件手続法
不動産登記法
弁護士法

昭和二十二年法律第五十四号
(私的独占の禁止及び公正取引
の確保に關する法律)
第十四條 左に掲げる法令中「主務
大臣」を「最高法務廳長」に改める。
國籍法
明治三十一年法律第二十一号
(外國人を養子又は入夫となす
法律)
外國人登録令
昭和二十一年勅令第百一号(政
党、協會其の他の團體の結成の
禁止等に關する件)
昭和二十一年内務省令第三十号
(正規陸海軍將校又は陸海軍特
別志願予備將校であつた者の調
査に關する件)

第十五條 他の法令中「司法大臣」と
あるのは「最高法務廳長」と、「司
法省」とあるのは「最高法務廳」と
読み替へるものとする。
第十六條 この法律に定めるものの
外、最高法務廳設置法の施行に關
し必要な事項は、政令でこれを定
める。

附則
第十七條 この法律は、公布の後六
十日を経過した日から、これを施
行する。
第十八條 この法律施行前における

司法次官、司法事務官及び司法教官の在職は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條並びに檢察廳法第十九條の規定の適用については、夫、最高法務廳の各長官、最高法務廳事務官及び最高法務廳教官の在職とみなす。

十二月一日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、林野行政と砂防行政の一元化に関する請願(第六百六号)
- 一、林野行政と砂防行政の一元化に関する請願(第六百二十号)
- 一、林野行政と砂防行政の一元化に関する請願(第六百二十八号)

(請第六百六号) 昭和二十二年十一月十九日受理

林野行政と砂防行政の一元化に関する請願

請願者 奈良市東向町奈良縣森林組合連合会長 中野利右衛門
紹介議員 駒井 藤平君

この請願の趣旨は、請第三百二十九号と同じである。

(請第六百二十号) 昭和二十二年十一月二十一日受理

林野行政と砂防行政の一元化に関する請願

請願者 大津市湖南町二十一番地社団法人滋賀縣森林組合連合会長 佐野直次郎
紹介議員 西川基五郎君

この請願の趣旨は、請第三百二十九号と同じである。

(請第六百二十八号) 昭和二十二年十二月二十二日受理

林野行政と砂防行政の一元化に関する請願

請願者 京都市上京区千本今出川 羽田巖
紹介議員 青山正一君

この請願の趣旨は、請第三百二十九号と同じである。

十二月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

- 一、建設院設置法案(予第百十五号)

建設院設置法案

第一條 建設院は、内閣総理大臣の管理に属し、国土計画、地方計画及び都市計画に関する事務、地理に関する事務、土地收用に関する水面(港灣内の水面を除く。)及び水流その他土木に関する事務、住宅、宅地、建築、國費の支弁に属する建造物の營繕及び土木建築工事請負業に関する事務(別に法律の定のあるものを除く。)並びに國費の不当支出を防止するためにする連合國最高司令官の要求に係るすべての建設工事の技術的監督及び監視に関する事務を掌る。

第二條 建設院に官房及び左の六局を置く。

総務局
水政局
地政局
都市局
建築局
特別建設局

第三條 官房においては、左の事務を掌る。

- 一 機密に関する事項
- 二 職員の新退身分に関する事項
- 三 所管行政に関する考査一般に関する事項
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項
- 五 予算、決算及び会計に関する事項
- 六 啓発宣傳その他部外との連絡に関する事項

第四條 総務局においては、左の事務を掌る。

- 一 国土計画及び地方計画に関する事項
- 二 地理調査に関する事項
- 三 資材及び機械器具に関する事項
- 四 資金及び勞務に関する事項
- 五 所管行政に関する統計調査一般及び綜合調整に関する事項
- 六 土木建築工事請負業に関する事項
- 七 東北興業株式会社の業務の監督に関する事項
- 八 都会地轉入抑制法の施行に関する事項
- 九 その他官房及び他局の所掌に属しない事項

第五條 水政局においては、左の事務を掌る。

- 一 河川に関する事項
 - 二 砂防に関する事項
 - 三 公有の水面(港灣内の水面を除く。)及び水流に関する事項
 - 四 運河に関する事項
 - 五 水害予防組合に関する事項
- 第六條 地政局においては、左の事

務を掌る。

- 一 道路に関する事項
- 二 軌道の特許及び監督に関する事項
- 三 自動車道事業に関する事項
- 四 土地の管理、使用及び收用に關する事項
- 五 宅地に関する事項
- 六 農地その他の災害地における土地物件の処理に関する事項

第七條 都市局においては、左の事務を掌る。

- 一 都市計画に関する事項
 - 二 都市計画事業に関する事項
 - 三 水道及び下水道の工事に關する事項
- 第八條 建築局においては、左の事務を掌る。

第九條 特別建設局においては、左の事務を掌る。

- 一 國費の不当支出を防止するためにする連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事の技術的監督及監視に関する事項
 - 二 國費の支弁に属する建造物の營繕に関する事項
- 第十條 建設院の長は、國務大臣を以てこれに充てることができる。
- 第十一條 内閣総理大臣は、所要の地に、土木出張所を置き直轄の土木工事を、建築出張所を置き臨時物資供給調整法第一條第一項の規定に基く建築等の規制に関する事務を、特別建設出張所を置き第九條に規定する事務を夫々分掌せしめることができる。

第十二條 建設院に所要の技術研究所を置き、土木建築及び都市計画に関する調査、試験及び研究並びに技術者の養成訓練に関する事務を掌らしめる。

建設院に地理調査所を置き、土地の測量及び地図の調製等に関する事務を掌らしめる。

第十三條 建設院の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

建設院の組織の細目については、その長がこれを定める。

第三條乃至第九條の規定にかかわらず必要があるときは、建設院の長の定めるところにより、個々の場合につき部局の所掌事務の一部を變更することができる。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

國費の支弁に属する建造物の營繕に関する事務(別に法律で定めるものを除く。)で、この法律施行の際に各省大臣の所管に属するものについては、昭和二十三年五月二日まで、なお、従前の例による。

昭和二十三年五月十日印刷

昭和二十三年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局